



東日本大震災に伴う 住宅・建築法律相談

☎110番

建築紛争の専門知識を有する弁護士と建築士が無料で東日本大震災により住宅・建築被害を受けられた方の電話相談及び面接相談を行います(マンション・アパート等の共同住宅を含む)

ご相談の例

- 家にひびが入ったが、家を建てた業者に補修を請求できるか。
- 自分の家だけ損壊がひどかった。設計や施工に問題があったのではないか。
- 地盤の液状化による建物への影響について、どのように対応したらよいか。
- 補修にあたり、保険や各種援助制度を利用したいがどのようなものがあるか。



日時 2011年5月24日(火) 10時～16時
電話 03-3504-0835

- * 相談は無料ですが、電話料金をご負担をお願いします。
- * 弁護士と建築士が複数で相談を担当します。
- * 電話がつながりにくい場合があります。
- * 相談内容により、他の相談先をご紹介することもあります。



- * 電話でお話をお伺いした後、さらに詳しい相談が必要な場合には、弁護士が建築士と一緒に無料で面接相談を行います。
- * 面接場所は、東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館10階(最寄り駅は東京メトロ霞ヶ関駅B1a出口)となりますので、面接場所までお越しいただける方のみ対象とさせていただきます。
- * 面接相談後、弁護士・建築士へ依頼することもできますが、以後のご相談、現地調査、事件処理等は原則として有料となります。また、遠距離等の事情により弁護士・建築士がお引き受けできない場合もあります。あらかじめご了承ください。

主催：第二東京弁護士会消費者問題対策委員会 協力：99 建築問題研究会
お問い合わせ先：第二東京弁護士会事務局人権課 (東京都千代田区霞が関1-1-3)
03-3581-2257